

令和7年11月

**光ディスク等による給与支払報告書・公的年金等支払報告書
の提出について**

岡山市財政局税務部課税管理課

目次

はじめに	1
1 光ディスク等による給与支払報告書・公的年金等支払報告書の作成及び提出について	2
(1) 概要	2
(2) 光ディスク等の規格について	3
(3) 光ディスク等の作成について	4
(4) レコード作成要領について	5
(5) 給与支払報告書のレコードファイルレイアウトについて	7
(6) 給与支払報告書の各項目作成要領	11
(7) 公的年金等支払報告書のレコードファイルレイアウトについて	25
(8) 公的年金等支払報告書の各項目作成要領	27
2 よくあるご質問	35

はじめに

給与支払報告書・公的年金等支払報告書の提出は、地方税法により、毎年1月末までに関係市町村に提出することとなっています。この給与支払報告書は、書面での提出のほか、光ディスクおよび磁気ディスク（以下「光ディスク等」という。）でも提出できることとされています。

平成26年1月1日以降提出分からは公的年金等支払報告書についても、光ディスク等による提出が可能となりました。

また税務署へ提出する源泉徴収票についてe-Tax（国税電子申告・電子納税システム）または光ディスク等による提出が義務付けられた事業者（注）である場合は、平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書および公的年金等支払報告書についても、e-LTAX（地方税ポータルシステム）または光ディスク等による電子的提出が義務付けられました。

（注）源泉徴収票についてe-Tax（国税電子申告・電子納税システム）または光ディスク等による提出が義務付けられた事業者とは、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が100枚以上である事業者をいいます。

平成30年度税制改正により、令和3年1月1日以降提出分から、提出義務の対象となるかどうかの判断基準が、「前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が1,000枚以上」から「前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が100枚以上」に引き下げられました。

＜注意事項＞

① 「提出承認申請書」の提出が不要となりました

令和5年度税制改正により、給与支払報告書等の光ディスク等による提出のための事前承認は不要となりました。

② 光ディスク等による税額通知（副本）が廃止になりました

令和3年度税制改正により、光ディスク等による税額通知（副本）の送付は令和6年度から廃止になりました。給与支払報告書を光ディスク等により提出された場合の税額通知は書面のみとなります。

令和6年度以降に電子データの受取を希望される場合は、e-LTAXで提出してください（e-LTAXで提出した場合は、電子データをe-LTAXで受け取るか、書面で受け取るか、どちらか選択になります。）。

1 光ディスク等による給与支払報告書・公的年金等支払報告書の作成及び提出について

(1) 概要

① 提出される光ディスク等について

- ア 提出される光ディスク等については貴社にてご用意ください。
- イ 正本・副本の両方を提出してください。
- ウ 光ディスクに記録されていない者については、書面による提出をお願いします。

② 外部ラベルについて

提出される媒体には、次の事項を記載した外部ラベルを貼付してください。

ア 磁気ディスク

- a 提出先市町村名
- b 提出者名
- c 提出者住所又は所在地
- d 個人番号又は法人番号
- e 指定番号
- f 提出件数
- g 提出年月日
- h 正本・副本の区別
- i 総枚数及び一連番号

イ 光ディスク

光ディスクにより提出される場合は、レーベル面に上記の記載事項をディスクを傷つけないよう油性のフェルトペン等で記載してください。

③ コンピュータウイルス対策について

光ディスク等で提出されるにあたっては、ファイルがコンピュータウイルスに感染していないことを十分に確認してください。

③ 提出期限

令和8年2月2日までにお願いいたします。ただし、作業期間等が必要になりますので、できるだけお早めにお願いいたします。

(2) 光ディスク等の規格について

① フロッピーディスク (FD) の場合

ア サイズ 3.5インチ
イ 規格 2HD
ウ 容量 1.44MB
エ 記録形式 フォーマット MS-DOS (FAT形式)
ファイル形式 CSV (カンマ区切形式)
オ 記録コード シフトJIS
カ 漢字文字種類 JIS第1水準及び第2水準

② 光磁気ディスク (MO) の場合

ア サイズ 3.5インチ
イ 規格 ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041
ウ 容量 230MB又は640MB
エ 記録形式 フォーマット MS-DOS (FAT形式)
ファイル形式 CSV (カンマ区切形式)
オ 記録コード シフトJIS
カ 漢字文字種類 JIS第1水準及び第2水準

③ 光ディスク (CD) の場合

ア サイズ 12cm
イ 規格 CD-R
ウ 容量 650MB
エ 記録形式 フォーマット ISO 9660 (Level2) /Joliet※
ファイル形式 CSV (カンマ区切形式)
オ 記録コード シフトJIS
カ 漢字文字種類 JIS第1水準及び第2水準

④ 光ディスク (DVD) の場合

ア サイズ 12cm
イ 規格 DVD-R
ウ 容量 片面4.7GB
エ 記録形式 フォーマット ISO 9660 (Level2) /Joliet※
ファイル形式 CSV (カンマ区切形式)
オ 記録コード シフトJIS
カ 漢字文字種類 JIS第1水準及び第2水準

※書き込みは、ディスクアットワنس (シングルセッション) 方式とする。

(3) 光ディスク等の作成について

① ファイル名称（給与支払報告書の場合）

ファイル名は、「315dat* *.txt」と記録してください。

なお、ファイル名の一部にある「* *」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録してください。

（例）2枚のFDに分けて提出する場合

- ・1枚目のFDに格納するファイル・・・・「315dat01.txt」
- ・2枚目のFDに格納するファイル・・・・「315dat02.txt」

② 1ファイルは、レコードごとに改行される文字列として表現されます。

③ レコード形式は可変長とします。

④ 支払を受ける者ファイルレイアウトの変更について

光ディスク等のファイルレイアウトについては、総務省から出された全国統一様式（一部岡山市仕様）のものをお願いいたします。

(4) レコード作成要領について

① 以下の点にご注意ください。

ア 記録するレコードの形式が、半角（1バイト）のときはすべて半角で、全角（2バイト）のときはすべて全角で、それぞれ記録してください。（カナ、英数字、ブランク等）

イ 半角文字の「カンマ（,）」は、各項目の区切り以外には使用しないでください。また、文字部分の途中に区切りを表す「カンマ（,）」を使用しないでください。

例 12,000,000 ×
12000000 ○

ウ 記録すべき事項がない場合（ブランク）については、記録を省略して、区切りを表す「カンマ（,）」を記録してください。ただし、項目の文字数分のスペースを記録して「カンマ（,）」を記録しても差し支えありません。

② 住所（居所）または所在地について

ア 原則として、都道府県名から連続して記録してください。ただし、都道府県名を省略して市町村名から記録していただいても差し支えありません。

イ 都道府県と市町村の文字については、省略または句点による記録はしないでください。

例 岡山県岡山市北区大供 ○
岡山、岡山、北、大供 ×
岡山、岡山、北、大供 ×

ウ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要ですが、ブランクによる区切りはあっても差し支えありません。ただし、この場合のブランクは必ず1文字分だけにしてください。「カンマ（,）」による区切りもしないでください。

例 岡山県岡山市北区大供 1-2-3 ○
岡山県 岡山市 北区 大供 1-2-3 ○
岡山県 岡山市 北区 大供 1-2-3 ×

エ 「丁目」、「番地」等の文字の代わりに記号を使用する場合には、「-」または「～」を使用してください。

例 岡山市北区大供 1丁目 2番 3号 ○
岡山市北区大供 1-2-3 ○
岡山市北区大供 1～2～3 ○

オ 郵便番号は記録しないでください。

③ 氏名又は名称項目について

レコードにおける氏名の項目については、姓と名の間に必ず1 ブランク入れて記録してください。

例 岡山 太郎 ○
岡山太郎 ×

④ 外字等の取り扱いについて

「JIS第1水準」及び「JIS第2水準」以外の漢字、カナ、記号等については、それぞれの区分により取り扱ってください。

ア 半角の項目には半角で、全角の項目には全角で記録してください。

イ 全角の項目では、「半角文字のカナ、英数字、記号、丸付きの数字、カッコ付きの漢字等」について、JIS制定内の文字に変換を行ってください。

例 ｱ (半角のア) → ア (全角1文字)
1 (半角の1) → 1 (全角1文字)
(株) (拡張文字の(株)) → (株) (全角3文字)
② (拡張文字の②) → 2 (全角1文字)

ウ 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれる場合には、原則としてカナ(全角)で記録してください。

エ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一字又は新字体に変換できるものについては、それぞれ変換を行ってください。

例 齋藤 → 斎藤 德田 → 德田

オ パソコン等で独自に作成した文字は記録しないでください。

(5) 納入支払報告書のレコードファイルレイアウトについて

項目番号	項目名	入力文字基準
1	法定資料の種類	半角・3 文字
2	整理番号1	半角・10 文字
3	本支店等区分番号	半角・5 文字以内
4	提出義務者の住所又は所在地	全角・60 文字以内
5	提出義務者の氏名又は名称	全角・30 文字以内
6	提出義務者の電話番号	半角・15 文字以内
7	整理番号2	半角・13 文字
8	提出者の住所又は所在地	全角・60 文字以内
9	提出者の氏名又は名称	全角・30 文字以内
10	訂正表示	半角・1 文字
11	年分	半角・2 文字
12	支払を受ける者	住所又は居所 全角・60 文字以内
13		国外住所表示 半角・1 文字
14		氏名 全角・30 文字以内
15		役職名 全角・15 文字以内
16	種別	全角・10 文字以内
17	支払金額	半角・10 文字以内
18	未払金額	半角・10 文字以内
19	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	半角・10 文字以内
20	所得控除の額の合計額	半角・10 文字以内
21	源泉徴収税額	半角・10 文字以内
22	未徴収税額	半角・10 文字以内
23	(源泉)控除対象配偶者の有無	半角・1 文字
24	老人控除対象配偶者	半角・1 文字
25	配偶者(特別)控除の額	半角・10 文字以内
26	控除対象扶養親族等の数	特定 主 半角・2 文字以内
27		特定 従 半角・2 文字以内
28		老人 主 半角・2 文字以内
29		老人 内訳 半角・2 文字以内
30		老人 従 半角・2 文字以内
31		その他 主 半角・2 文字以内
32		その他 従 半角・2 文字以内
33	障害者の数	特別障害者 半角・2 文字以内
34		特別障害者内訳 半角・2 文字以内
35		その他の障害者 半角・2 文字以内
36	社会保険料等の金額	半角・10 文字以内
37	上記の内訳(小規模企業共済等掛金)	半角・10 文字以内
38	生命保険料の控除額	半角・10 文字以内

項目番号	項目名	入力文字基準	
39	地震保険料の控除額	半角・10 文字以内	
40	住宅借入金等特別控除等の額	半角・10 文字以内	
41	旧個人年金保険料の金額	半角・10 文字以内	
42	配偶者の合計所得	半角・10 文字以内	
43	旧長期損害保険料の金額	半角・10 文字以内	
44	受給者の生年月日	元号	半角・1 文字
45		年	半角・2 文字
46		月	半角・2 文字
47		日	半角・2 文字
48	夫有り	半角・1 文字	
49	未成年者	半角・1 文字	
50	乙欄適用	半角・1 文字	
51	本人が	特別障害者	半角・1 文字
52		その他の障害者	半角・1 文字
53	老年者	半角・1 文字	
54	寡婦	半角・1 文字	
55	寡夫	半角・1 文字	
56	勤労学生	半角・1 文字	
57	死亡退職	半角・1 文字	
58	災害者	半角・1 文字	
59	外国人	半角・1 文字	
60	中途就・退職	中途就職・退職の区分	半角・1 文字
61		年	半角・2 文字
62		月	半角・2 文字
63		日	半角・2 文字
64	他の支払者	住所又は所在地	全角・60 文字以内
65		国外住所表示	半角・1 文字
66		氏名又は名称	全角・30 文字以内
67		給与等の金額	半角・10 文字以内
68		徴収した金額	半角・10 文字以内
69		控除した社会保険料の金額	半角・10 文字以内
70	災害者に係る徴収猶予税額	半角・10 文字以内	
71	他の支払者のもとを 退職した年月日	年	半角・2 文字
72		月	半角・2 文字
73		日	半角・2 文字
74	住宅借入金等特別 控除等適用家屋居 住年月日(1回目)	年	半角・2 文字
75		月	半角・2 文字
76		日	半角・2 文字
77	住宅借入金等特別控除適用数	半角・1 文字	

項目番号	項目名	入力文字基準
78	住宅借入金等特別控除可能額	半角・10 文字以内
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	半角・2 文字
80	住宅借入金等の額(1回目)	半角・8 文字以内
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居年	半角・2 文字
82	月	半角・2 文字
83	住年月日(2回目) 日	半角・2 文字
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	半角・2 文字
85	住宅借入金等の額(2回目)	半角・8 文字以内
86	摘要	全角・300 文字以内
87	新生命保険料の金額	半角・10 文字以内
88	旧生命保険料の金額	半角・10 文字以内
89	介護医療保険料の金額	半角・10 文字以内
90	新個人年金保険料の金額	半角・10 文字以内
91	16歳未満扶養親族の数	半角・2 文字以内
92	国民年金保険料等の金額	半角・10 文字以内
93	非居住者である親族の数	半角・2 文字以内
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	半角・13 文字以内
95	支払を受ける者の個人番号	半角・12 文字
96	(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ
97		氏名
98		区分
99		個人番号
100	控除対象扶養親族等(1)	フリガナ
101		氏名
102		区分
103		個人番号
104	控除対象扶養親族等(2)	フリガナ
105		氏名
106		区分
107		個人番号
108	控除対象扶養親族等(3)	フリガナ
109		氏名
110		区分
111		個人番号
112	控除対象扶養親族等(4)	フリガナ
113		氏名
114		区分
115		個人番号

項目番号	項目名		入力文字基準
116	16歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	全角・30文字以内
117		氏名	全角・30文字以内
118		区分	半角・2文字
119		個人番号	半角・12文字
120	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	全角・30文字以内
121		氏名	全角・30文字以内
122		区分	半角・2文字
123		個人番号	半角・12文字
124	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	全角・30文字以内
125		氏名	全角・30文字以内
126		区分	半角・2文字
127		個人番号	半角・12文字
128	16歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	全角・30文字以内
129		氏名	全角・30文字以内
130		区分	半角・2文字
131		個人番号	半角・12文字
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号		全角・100文字以内
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		全角・100文字以内
134	普通徴収		半角・1文字
135	青色専従者		半角・1文字
136	条約免除		半角・1文字
137	支払を受ける者のフリガナ		半角・60文字以内
138	受給者番号		半角・25文字以内
139	提出先市町村コード		半角・6文字
140	指定番号		半角・12文字以内
141	基礎控除の額		半角・10文字以内
142	所得金額調整控除額		半角・10文字以内
143	ひとり親		半角・1文字
144	控除対象扶養親族等の数	特親 主	半角・2文字以内
145		特親 従	半角・2文字以内
146	特定親族特別控除の額		半角・10文字以内

(6) 納付支払報告書の各項目作成要領

項目番号	項目名	記録要領
1	法定資料の種類	「315」を記録する。
2	整理番号1	税務署から連絡されている 10 衔の整理番号を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合はブランクとする。
3	本支店等区分番号	本店等で一括して提出する場合に、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。
4	提出義務者の住所又は所在地	提出義務者の住所又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。
7	整理番号2	税務署から連絡されている 13 衔の整理番号を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合はブランクとする。
8	提出者の住所又は所在地	ブランクとする。
9	提出者の氏名又は名称	ブランクとする。
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
11	年分	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。
12	支払を受ける者	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内の場合は「0」を、国外の場合は「1」を記録する。
14	氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。
15	役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別	書面による場合の記載に準じて記録する。
17	支払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未払金額を含む。
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番号	項目名	記録要領
19	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	書面による場合の記載に準じて記録する。
20	所得控除の額の合計額	書面による場合の記載に準じて記録する。
21	源泉徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未徴収税額を含む。
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	(源泉)控除対象配偶者の有無	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特別)控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。
26	控除対象扶養親族等の数	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33	障害者の数	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
34		
35		
36	社会保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上記の内訳(小規模企業共済等掛金)	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金等特別控除等の額	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合計所得	書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番号	項目名		記録要領
43	旧長期損害保険料の金額		書面による場合の記載に準じて記録する。
44	受給者生年月日	元号	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「昭和52年6月8日 → 1, 52, 06, 08」
45		年	
46		月	
47		日	
48	夫有り		ブランクとする。
49	未成年者		該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用		該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
51	本人が	特別障害者	該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52		その他の障害者	該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者		ブランクとする。
54	寡婦		該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。(注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。
55	寡夫		記録しないでください。(注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	勤労学生		該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職		該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者		該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人		該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。

項目番号	項目名		記録要領
60	中途就・退職		中途就・退職区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分には、中途就職は「1」、中途退職は「2」、それ以外は「0」を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。また、中途就・退職がない場合は、何も入力されていないことを確認する。 (例) 令和7年4月1日就職 → 1, 07, 04, 01
61			年
62			月
63			日
64	他の支払者		他の支払者の住所又は所在地を記録する。
65			国外住所表示
66			氏名又は名称
67			給与等の金額
68			徴収した金額
69			控除した社会保険料の金額
70	災害者に係る徴収猶予税額		書面による場合の記載に準じて記録する。
71	他の支払者のもとを退職した年		書面による場合の記載に準じて記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。
72	他の支払者のもとを退職した月		
73	他の支払者のもとを退職した日		(例) 令和7年3月31日 → 07, 03, 31
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)	年	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。
75		月	
76		日	(例) 平成27年8月19日 → 27, 08, 19
77	住宅借入金等特別控除適用数		年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例) 租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用を受ける場合には「2」を記録する。

項目番号	項目名	記録要領
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	<p>住宅の新築・購入または増改築の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第16項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第15項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おって、租税特別措置法第41条第20項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第21項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同</p>

項目番号	項目名	記録要領
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	<p>法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。</p>
80	住宅借入金等の額(1回目)	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第15項若しくは第18項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。</p>
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。
82		また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。
83		(例)平成27年8月19日 → 27, 08, 19
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規</p>

項目番号	項目名	記録要領
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	<p>定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第16項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第15項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おって、租税特別措置法第41条第20項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第21項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。</p>
85	住宅借入金等の額(2回目)	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第15項若しくは第18項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p>

項目番号	項目名	記録要領
86	摘要	<p>書面による場合の記載に準じて記録する。</p> <p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。</p> <p>退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日(「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)、住所(同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。)、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」、又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「2」を記録する。</p> <p>また、特別徴収できない(普通徴収の基準に該当する)場合は、普通徴収切替理由の記号(A~G)又は略語(「少額」「不定期」等)を記録する。</p> <p>また、租税条約に基づき源泉所得税額の免除を受ける方については、「△△△条約〇〇条該当」と記録する。</p>
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番号	項目名	記録要領
88	旧生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16歳未満扶養親族の数	書面による場合の記載に準じて記録する。
92	国民年金保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親族の数	書面による場合の記載に準じて記録する。
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	提出義務者の個人番号(12桁の数字)又は法人番号(13桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。
95	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。
96	(源泉・特別)控除対象配偶者	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。
97		控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。
98		控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99		控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。
100	控除対象扶養親族等(1)	控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録する。
101		控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録する。

項目番号	項目名	記録要領	
102	区分	控除対象扶養親族等(1)の区分について、「【別記】控除対象扶養親族等の区分」を参照し、該当する区分を記録する。	
103		控除対象扶養親族等(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。	
104	控除対象扶養親族等(2)	控除対象扶養親族等(2)の氏名のフリガナを記録する。	
105		控除対象扶養親族等(2)の氏名を記録する。	
106		控除対象扶養親族等(2)の区分について、「【別記】控除対象扶養親族等の区分」を参照し、該当する区分を記録する。	
107		控除対象扶養親族等(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。	
108	控除対象扶養親族等(3)	控除対象扶養親族等(3)の氏名のフリガナを記録する。	
109		控除対象扶養親族等(3)の氏名を記録する。	
110		控除対象扶養親族等(3)の区分について、「【別記】控除対象扶養親族等の区分」を参照し、該当する区分を記録する。	
111		控除対象扶養親族等(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。	
112	控除対象扶養親族等(4)	控除対象扶養親族等(4)の氏名のフリガナを記録する。	
113		控除対象扶養親族等(4)の氏名を記録する。	
114		控除対象扶養親族等(4)の区分について、「【別記】控除対象扶養親族等の区分」を参照し、該当する区分を記録する。	
115		控除対象扶養親族等(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。	

項目番号	項目名	記録要領	
116	16歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117		氏名	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118		区分	16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合は「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119		個人番号	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。
120	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121		氏名	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122		区分	16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合は「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
123		個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。
124	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125		氏名	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126		区分	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合は「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
127		個人番号	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。
128	16歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129		氏名	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130		区分	16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合は「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
131		個人番号	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合はブランクとする。

項目番号	項目名	記録要領
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。
134	普通徴収	該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者	該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除	該当する場合は「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
137	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。 このとき、姓と名の区切りには必ずスペース1文字分(半角)を記録する。
138	受給者番号	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード	岡山市のコード「331007」を記録する。
140	指定番号	岡山市で指定した特別徴収義務者の指定番号(数字10桁)を記録する。 (例)「0089999999」 なお、新たに岡山市へ給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。
141	基礎控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
143	ひとり親	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項目番号	項目名		記録要領
144	控除対象扶養親族等の数	特親 主	特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者)の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。
145		特親 従	
146	特定親族特別控除の額		書面による場合の記載に準じて記録する。

【別記】「控除対象扶養親族等の区分」

控除対象扶養親族等が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。

控除対象扶養親族の分類	区分
居住者	00
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04

また、控除対象扶養親族等が特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者)の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。

合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)
58 万円超	85 万円以下	10	11
85 万円超	90 万円以下	20	21
90 万円超	95 万円以下	30	31
95 万円超	100 万円以下	40	41
100 万円超	105 万円以下	50	51
105 万円超	110 万円以下	60	61
110 万円超	115 万円以下	70	71
115 万円超	120 万円以下	80	81
120 万円超	123 万円以下	90	91

(7) 公的年金等支払報告書のレコードファイルレイアウトについて

項目番号	項目名		入力文字基準
1	法定資料の種類		半角・3 文字
2	整理番号 1		半角・10 文字
3	本支店等区分番号		半角・5 文字以内
4	提出義務者の住所又は所在地		全角・60 文字以内
5	提出義務者の氏名又は名称		全角・30 文字以内
6	提出義務者の電話番号		半角・15 文字以内
7	整理番号 2		半角・13 文字
8	提出者の住所又は所在地		全角・60 文字以内
9	提出者の氏名又は名称		全角・30 文字以内
10	訂正表示		半角・1 文字
11	年分		半角・2 文字
12	支払を受ける者	住所又は居所	全角・60 文字以内
13		国外住所表示	半角・1 文字
14		氏名	全角・30 文字以内
15		元号	半角・1 文字
16		生年月	半角・2 文字
17		日	半角・2 文字
18		日	半角・2 文字
19	所得税法 第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分	支払金額	半角・10 文字以内
20		未払金額	半角・10 文字以内
21		源泉徴収税額	半角・10 文字以内
22		未徴収税額	半角・10 文字以内
23	所得税法 第 203 条の 3 第 2 号・第 5 号適用分	支払金額	半角・10 文字以内
24		未払金額	半角・10 文字以内
25		源泉徴収税額	半角・10 文字以内
26		未徴収税額	半角・10 文字以内
27	所得税法 第 203 条の 3 第 3 号・第 6 号適用分	支払金額	半角・10 文字以内
28		未払金額	半角・10 文字以内
29		源泉徴収税額	半角・10 文字以内
30		未徴収税額	半角・10 文字以内
31	所得税法 第 203 条の 3 第 7 号適用分	支払金額	半角・10 文字以内
32		未払金額	半角・10 文字以内
33		源泉徴収税額	半角・10 文字以内
34		未徴収税額	半角・10 文字以内
35	本人が	特別障害者	半角・1 文字
36		その他の障害者	半角・1 文字
37		老年者	半角・1 文字
38	源泉控除対象配偶者の有無等		半角・1 文字

項目番号	項目名		入力文字基準
39	控除対象	老人	半角・2 文字以内
40	扶養親族の数	その他	半角・2 文字以内
41	障害者の数	特別障害者	半角・2 文字以内
42		その他	半角・2 文字以内
43	社会保険料の金額		半角・10 文字以内
44	控除対象扶養親族の数	特定	半角・2 文字以内
45	摘要		全角・100 文字以内
46	特別障害者のうち同居障害者の数		半角・2 文字以内
47	本人が	ひとり親・特別寡婦	半角・1 文字
48		寡婦・寡夫	半角・1 文字
49	16歳未満の扶養親族の数		半角・2 文字以内
50	非居住者である親族の数		半角・2 文字以内
51	提出義務者の法人番号		半角・13 文字
52	支払を受ける者のフリガナ		半角・60 文字以内
53	支払を受ける者の個人番号		半角・12 文字
54	源泉控除対象配偶者	フリガナ	全角・30 文字以内
55		氏名	全角・30 文字以内
56		区分	半角・2 文字
57		個人番号	半角・12 文字
58		配偶者の合計所得	半角・10 文字
59		58万円以下	半角・1 文字
60	控除対象扶養親族(1)	フリガナ	全角・30 文字以内
61		氏名	全角・30 文字以内
62		区分	半角・2 文字
63		個人番号	半角・12 文字
64	控除対象扶養親族(2)	フリガナ	全角・30 文字以内
65		氏名	全角・30 文字以内
66		区分	半角・2 文字
67		個人番号	半角・12 文字
68	16歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	全角・30 文字以内
69		氏名	全角・30 文字以内
70		区分	半角・2 文字
71		個人番号	半角・12 文字
72	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	全角・30 文字以内
73		氏名	全角・30 文字以内
74		区分	半角・2 文字
75		個人番号	半角・12 文字
76	受給者番号		半角・25 文字以内
77	提出先市町村コード		半角・6 文字
78	指定番号		半角・12 文字以内
79	修正前支払金額		半角・10 文字以内

(8) 公的年金等支払報告書の各項目作成要領

項目番号	項目名	記録要領
1	法定資料の種類	「331」を記録する。
2	整理番号1	税務署から連絡されている10桁の整理番号を記録する。 なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合はブランクとする。
3	本支店等区分番号	本店等で一括して提出する場合に、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。 (注)公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合は記録しない。
4	提出義務者の住所又は所在地	提出義務者の住所又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「086-123-4567」、「086(123)4567」
7	整理番号2	税務署から連絡されている13桁の整理番号を記録する。 なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合はブランクとする。
8	提出者の住所又は所在地	ブランクとする。
9	提出者の氏名又は名称	ブランクとする。
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
11	年分	支払の確定した年又は支払の年を和暦で記録する。なお元年分～9年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。
12	住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	支払を受ける者 国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録する。
14	氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。

項目番号	項目名			記録要領
15	支払を受ける者	生年月日	元号	書面による場合の記載に準じて記録する。 元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを附加して記録する。 (例)昭和 41 年 8 月 19 日→1,41,08,19
16			年	
17			月	
18			日	
19	所得税法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分	支払金額		書面による場合の記載に準じて記録する。 (注 1)未払金額も含む。 (注 2)令和 2 年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 31 年法律第 6 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法第 203 条の 3 第 1 号適用分について記録する(以下、項番 20 から 22 までにおいて同じ。)。
20			未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
21			源泉徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未徴収税額を含む。
22			未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	所得税法第 203 条の 3 第 2 号・第 5 号適用分	支払金額		所得税法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分に準じて記録する。
24			未払金額	(注)令和 2 年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 31 年法律第 6 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法第 203 条の 3 第 2 号適用分について記録する。
25			源泉徴収税額	
26			未徴収税額	
27	所得税法第 203 条の 3 第 3 号・第 6 号適用分	支払金額		所得税法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分に準じて記録する。
28			未払金額	(注)令和 2 年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 31 年法律第 6 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法第 203 条の 3 第 3 号適用分について記録する。
29			源泉徴収税額	
30			未徴収税額	

項目番号	項目名		記録要領
31	所得税法第203条の3第7号適用分	支払金額	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録する。
32		未払金額	(注)令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の3第4号適用分について記録する。
33		源泉徴収税額	
34		未徴収税額	
35	本人が	特別障害者	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。
36		その他の障害者	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。
37		老年者	記録を省略する。
38	源泉控除対象配偶者の有無等		書面による場合の記載に準じて記録する。源泉控除対象配偶者を有する場合には「1」、有しない場合には「2」を記録する。なお、源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「3」を記録する。
39	控除対象扶養親族の数	老人	控除対象扶養親族の数を、老人、他の区分に応じ、書面による場合の記載に準じ記録する。
40		その他	
41	障害者の数	特別障害者	障害者の数を、特別障害者と他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じ記録する。
42		その他	
43	社会保険料の金額		書面による場合の記載に準じ記録する。
44	控除対象扶養親族の数(特定)		控除対象扶養親族のうち特定扶養親族の数を、書面による場合の記載に準じ記録する。

項目番号	項目名	記録要領
45	摘要	<p>書面による場合の記載に準じ記録する。</p> <p>退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、個人番号、生年月日（「元号」については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」、又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。</p>
46	特別障害者のうち同居障害者の数	特別障害者のうち同居特別障害者の数を、書面による場合の記載に準じ記録する。
47	本人が	<p>該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。</p> <p>（注）令和3年度（令和2年分）以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、特別寡婦の該当の有無について、令和4年度（令和3年分）以降の公的年金等支払報告書を作成する場合は「ひとり親」の該当の有無について記録する。</p>

項目番号	項目名		記録要領
48	本人が 寡婦・寡夫		該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。(注)令和3年度(令和2年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、寡婦・寡夫の該当の有無について、令和4年度(令和3年分)以降の公的年金等支払報告書を作成する場合は「寡婦」の該当の有無について記録する。
49	16歳未満の扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数を、書面による場合の記載に準じ記録する。
50	非居住者である親族の数		書面による場合の記載に準じ記録する。
51	提出義務者の法人番号		提出義務者の法人番号(13桁の数字)を記録する。(注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
52	支払を受ける者のフリガナ		支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。このとき姓と名の区切りには必ずスペース1文字分(半角)を記録する。
53	支払を受ける者の個人番号		支払を受ける者の個人番号(12桁の数字)を記録する。(注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
54	源泉控除対象配偶者	フリガナ	源泉控除対象配偶者の氏名のフリガナを記録する。
55		氏名	源泉控除対象配偶者の氏名を記録する。
56		区分	源泉控除対象配偶者が、非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
57		個人番号	源泉控除対象配偶者の個人番号(12桁の数字)を記録する。(注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
58		配偶者の合計所得	書面による場合の記載に準じて記録する。
59		58万円以下	源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が58万円以下(令和3年度(令和2年分)以降令和7年度(令和6年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には48万円以下、令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には38万円以下)である場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。

項目番号	項目名	記録要領	
60	控除対象扶養親族(1)	フリガナ	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
61		氏名	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
62	控除対象扶養親族(1)	区分	控除対象扶養親族(1)が非居住者の場合で、30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
63		個人番号	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
64	控除対象扶養親族(2)	フリガナ	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
65		氏名	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。
66	控除対象扶養親族(2)	区分	控除対象扶養親族(2)が非居住者の場合で、30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
67		個人番号	控除対象扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項目番号	項目名	記録要領	
68	16歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
69		氏名	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
70		区分	16歳未満の扶養親族(1)が、国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
71		個人番号	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
72	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
73		氏名	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
74		区分	16歳未満の扶養親族(2)が、国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
75		個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
76	受給者番号	支払者(提出義務者)において受給者に付設した番号を記録する。 (注)公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合には、特別徴収義務者コード(必須)＋共済整理番号(任意)を記録する。 (例)特別徴収義務者コードが687の場合 ○農林対象者(既裁定者)→687(義務者コード)＋農林共済整理番号(9桁) ○農林対象者(年金機構にて新規裁定された者)→687(義務者コード)のみ	
77	提出先市町村コード	岡山市のコード「331007」を記録する。	
78	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。 なお、新たに市町村に公的年金等支払報告書を提出することとなったこと等により指定番号がない場合には、記録を省略する。 (注)公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合には記録しない。	

項目番号	項目名	記録要領
79	修正前支払金額	公的年金から特別徴収を行う年金保険者が訂正表示「1」(無効)の公的年金支払報告書を提出する場合のみ、修正前の支払金額の合計を記録する。

4 よくあるご質問

Q 1 : 岡山市の指定番号はカナ 1 文字と数字 5 衡の番号ではないのですか？

A : 平成 28 年度から指定番号が数字 10 衡となりましたので、ご注意ください。10 衡は「前 0」で埋めてください。

Q 2 : 摘要欄記載の普通徴収切替理由とは何ですか？

A : 平成 28 年度から、特別徴収できない（普通徴収の基準に該当する）場合は、普通徴収切替理由の記号または略語を摘要欄に記載していただいております。切替理由は、以下のとおりです。

記号	略語	普通徴収理由
A	2名以下	受給者総人員が 2 名以下（下記 B～G に該当する者を除いた人数）
B	他特徴	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）
C	少額	給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が 110 万円以下）
D	不定期	給与が毎月支給されていない（不定期支給）
E	専従者	専従者給与が支給されている（個人事業主のみ対象）
F	退職者	退職者又は退職予定者（5 月末まで）及び休職者
G	1年未満	雇用契約期間が 1 年未満

Q 3 : 住宅借入金等特別控除の 1 回目、2 回目とは何ですか？

A : 年末調整において、2 以上の住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合の回数です。2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用に該当する例は、次のとおりです。

- ① 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書を 2 枚提出された場合
- ② 証明事項の居住開始年月日に異なる 2 つの年の日付が記載されている場合
- ③ 証明事項の居住開始年月日が 2 段書され、一方に（特定）と記載されている場合など

（注）所得税において確定申告や年末調整等により住宅借入金等特別控除の申告をした回数ではありません。

Q 4 : 給与計算のシステム上、2 回以上の住宅借入金等特別控除の適用がある場合（Q 3 を参考）に対応できないかもしれませんがどうすればよいですか？

A : その方については紙の支払報告書で提出していただくか、別に紙を添付するようにしてください。別に紙を添付していただく場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」「住宅借入金等特別控除適用数」を記入するとともに、それぞれの住宅の取得について、「居住年月日」「住宅借入金等特別控除区分」「住宅借入金等の額」を記入してください。

Q 5：住宅借入金等特別控除適用数とは何ですか？

A：Q 3の回数の合計のことです。

Q 6：住宅借入金等の額とは何ですか？

A：住宅借入金等の年末残高のことです。

その他、2以上の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合の詳しい計算方法などでご不明な点については、最寄りの税務署へご確認くださいますようお願いいたします。